

亀山市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定による選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

亀山市選挙管理委員会
委員長 山内 秀喜

50分の1の数	780
6分の1の数	6,495
3分の1の数	12,989